

八代市立学校のより良い教育環境づくりについて

答申

令和7年4月24日
八代市立学校再編等審議会

目 次

未来に向けて	1
--------	---

答 申

1 より良い教育環境づくりを実現するための基本的な考え方について	
（1）本市における適正な学校規模について	2
（2）適正な学校規模を確保するための方策について	2
（3）学校再編を進めるうえでの留意事項について	2
2 魅力ある学校・地域づくりを実現するための基本的な考え方について	
（1）再編を活かした魅力ある学校づくりについて	3
（2）再編を活かした魅力ある地域づくりについて	3
（3）魅力ある学校・地域づくりの方向性について	3

【資料編】

○諮問書	5
○八代市立学校再編等審議会委員名簿	6
○八代市立学校再編等審議会の経過	7
○八代市立学校再編等審議会条例	8
○学校規模に関する法令等	9
○八代市の年齢別人口と児童生徒数の推移	10
○八代市立小・中学校の学校規模の状況	10

未来に向けて

八代の未来を創る子供たちは、大きな可能性を秘めており、教育により一人一人の能力を最大限に引き出し、社会で活躍できる力を育むことが必要です。

なかでも、学校教育においては、児童生徒が一定の集団の中で多様な見方や考え方に触れ、互いに認め合い、切磋琢磨することで、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが求められています。

しかしながら、全国的な傾向である児童生徒の減少に伴う学校の小規模化、学級の少人数化が本市においても顕著で、教育活動への影響が懸念される状況となっており、子供たちを育む土台となる教育環境を整え、社会のニーズに応じた教育活動を展開することが喫緊の課題となっています。

そのような中、八代市立学校再編等審議会は、令和6年6月25日に八代市教育委員会から、子供たちにとってのより良い教育環境づくりをどのように進めていくかに関して次の2点について諮問を受けました。

- 1 より良い教育環境づくりを実現するための基本的な考え方について
- 2 魅力ある学校・地域づくりを実現するための基本的な考え方について

本審議会では、これまで5回にわたって「本市における適正な学校規模」「魅力ある学校・地域づくりの方向性」などについて、国の法令等を踏まえながら、様々な立場や総合的な視点から議論を重ね、未来を創る子供たちを真ん中に据えて答申をとりまとめたところです。

八代市及び八代市教育委員会におかれては、本答申を契機として、八代市立学校のより良い教育環境と魅力ある学校・地域を目指し、学校・家庭・地域と連携・協働した先進的かつ柔軟な施策に取り組まれることを期待します。

最後に、学校関係者、行政関係者だけでなく、保護者、地域の方々におかれましても、本市の宝である子供たちが笑顔で登校し元気に下校できる、魅力ある学校・地域づくりにご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年4月24日

八代市立学校再編等審議会
会長 坂本 哲朗

答 申

八代市教育委員会からの諮問を受け、教育の普遍性や社会全体の変化を考慮しながら、八代市立学校の状況と将来の姿を見据えて審議した結果をとりまとめ、以下のとおり答申する。

Ⅰ より良い教育環境づくりを実現するための基本的な考え方について

（１）本市における適正な学校規模について

小・中学校における一定の集団規模を確保することの重要性を踏まえ、小学校では１学年当たり「２学級以上４学級以下」、全体で「１２学級以上２４学級以下」を標準とし、中学校では１学年当たり「３学級以上６学級以下」、全体で「９学級以上１８学級以下」を標準とすること。

また、集団活動やグループ活動などを通じた協働的な学びを充実させるため、１学級当たり、一定の児童生徒数を確保すること。

（２）適正な学校規模を確保するための方策について

現在の校区を超えた全市的な視点から学校再編を進めることを基本とし、近隣の学校同士の再編で適正な学校規模にならない場合は、将来を見据え、広域的な学校再編を検討すること。

なお、学校及び地域の実情に十分に配慮すること。

（３）学校再編を進めるうえでの留意事項について

通学の安全確保に努めるとともに、子供たちの学校生活や学習に影響が出ないように、通学距離及び通学時間を検討すること。

なお、地震や水害等の災害を想定した安全な立地を考えるとともに、学校施設の耐震化及び老朽化の対策を推進すること。

また、保護者及び地域の方々へ丁寧な対応を行うとともに、パブリックコメントなどを実施し、広く意見を聴取すること。

2 魅力ある学校・地域づくりを実現するための基本的な考え方について

(1) 再編を活かした魅力ある学校づくりについて

学校再編によるメリットを最大限に活かし、教科担任制やチーム担任制などの指導体制と保護者及び地域などからの支援体制を充実させ、子供たちが行きたいと思う学校を目指すこと。

また、子供の居場所があり多様な学びができる学校、誰もが利用しやすく未来に希望をもてる学校づくりに努めること。

(2) 再編を活かした魅力ある地域づくりについて

未来を創る子供たちを育むため、学校・家庭・地域で連携・協働し、地域の特性を活かすとともに、新しい広域的な地域のよさを活かすこと。

なお、学校と地域が交流しやすく、地域人材が子供たちの教育活動を支えやすい複合施設の整備などについても検討すること。

また、学校再編後の学校施設や跡地を利活用し、地域コミュニティの活性化につながるようにすること。

(3) 魅力ある学校・地域づくりの方向性について

教育の機会均等、子供たちの学びを保障するため、「八代はひとつ」の考え方のもと、全市的な視点からより良い教育環境づくりに努めること。

また、予測困難な社会の変化に対応できるよう、未来の学校の姿を研究し、既存の概念にとらわれない柔軟な取組みを検討すること。

【資料編】

○諮問書

○八代市立学校再編等審議会委員名簿

○八代市立学校再編等審議会の経過

○八代市立学校再編等審議会条例（令和 6 年 3 月 22 日一部改正：条例第 20 号）

○学校規模に関する法令等

○八代市の年齢別人口と児童生徒数の推移

○八代市立小・中学校の学校規模の状況

○諮問書



八市教学推第68号

令和6年6月25日

八代市立学校再編等審議会 会長 様

八代市教育委員会



諮 問 書

八代市立学校再編等審議会条例第3条の規定に基づき、八代市立学校のより良い教育環境づくりと魅力ある学校・地域づくりの実現に資するため、八代市立学校の再編等に関する次の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 より良い教育環境づくりを実現するための基本的な考え方について
- 2 魅力ある学校・地域づくりを実現するための基本的な考え方について

○八代市立学校再編等審議会委員名簿

No	氏 名	職 名 等 (令和6年6月25日現在)	備考
1	わたなべ なるこ 渡邊 美子	八代市PTA連絡協議会 副会長	
2	まつもと けいすけ 松本 啓佑	八代市PTA連絡協議会 顧問	
3	とくだ たけはる 徳田 武治	八代市まちづくり協議会 会長	副会長
4	ふくだ たみお 福田 民男	八代市市政協力員協議会 会長	
5	さくらい ゆきえ 櫻井 幸枝	八代市立金剛小学校長	
6	たきた けいいちろう 田北 佳一郎	八代市立第一中学校長	
7	うちば まゆみ 内場 真由美	八代市立泉小学校長 八代市立泉中学校長	
8	さかもと てつろう 坂本 哲朗	中九州短期大学 学長	会長
9	みやぞの ひろみつ 宮園 博光	熊本県立大学 総合管理学部 学部長	
10	は た え しゅんすけ 波多江 俊介	熊本大学大学院 教育学研究科 准教授	
11	た う ら 田浦 かおり	学校運営協議会委員 (地域コーディネーター)	
12	みのだ なおみ 蓑田 淳美	学校運営協議会委員 (地域コーディネーター)	

○八代市立学校再編等審議会の経過

次	期日・場所	内 容 等
第 1 回	令和 6 年 6 月 25 日 (火) 13:30~15:30 八代市役所 302 会議室 (3 階)	○委嘱状交付 ○委員自己紹介及び事務局自己紹介 ○審議会条例の説明 ○会長及び副会長の選出 ○諮問 ○諮問の趣旨説明 ○意見交換 ○諸連絡
第 2 回	令和 6 年 8 月 22 日 (木) 13:30~15:30 八代市役所 403 会議室 (4 階)	○前回会議録の確認 ○審議：諮問 1 について ・ 諮問 1 の趣旨説明 ・ 事務局説明 ・ 質疑応答 ・ 協議 ○諸連絡
第 3 回	令和 6 年 11 月 12 日 (火) 13:30~15:30 八代市役所 403 会議室 (4 階)	○前回会議録の確認 ○審議：諮問 1 について ・ 協議 ・ まとめ ○諸連絡
第 4 回	令和 7 年 1 月 23 日 (木) 13:30~15:30 八代市役所 403 会議室 (4 階)	○前回会議録の確認 ○審議：諮問 2 について ・ 諮問 2 の趣旨説明 ・ 事務局説明 ・ 質疑応答 ・ 協議 ・ まとめ ○諸連絡
第 5 回	令和 7 年 2 月 25 日 (火) 13:30~15:30 八代市役所 403 会議室 (4 階)	○前回会議録の確認 ○審議：答申（案）について ・ 答申（案）について説明 ・ 質疑応答 ・ 協議 ・ まとめ ○諸連絡

○八代市立学校再編等審議会条例

平成17年8月1日

条例第62号

改正 平成19年3月30日条例第11号

改正 令和6年3月22日条例第20号

(設置)

第1条 八代市立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の再編等について調査審議するため、八代市立学校再編等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「再編等」とは、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の統合、分離、廃止及び新設並びに通学区域の変更をいう。

(任務)

第3条 審議会は、八代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、再編等について調査審議し、答申する。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 八代市PTA連絡協議会を構成する者

(2) 八代市まちづくり協議会を構成する者

(3) 八代市市政協力員協議会を構成する者

(4) 八代校長会を構成する者

(5) 学識経験者

3 教育委員会は、審議会において再編等について関係校区の意見を聴く必要が生じたときは、その校区に住所を有する住民のうちから特別委員を委嘱することができる。

4 特別委員は、任務が終了したときは、解嘱されるものとする。

(任期)

第5条 委員は非常勤とし、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公職をもって選任された委員が、その職を離れたときは、当該委員を辞職したものとみなす。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第7条 審議会は、必要の都度会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会未来の学校づくり推進室において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第11号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日条例第20号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○学校規模に関する法令等

(1) 学校教育法施行規則（抜粋）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。

ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。（第79条 中学校準用規定）

第42条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

第79条の3 義務教育学校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準とする。

ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

(2) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（抜粋）

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

（1）学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること。

（2）通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

2 5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「18学級まで」とあるのは「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

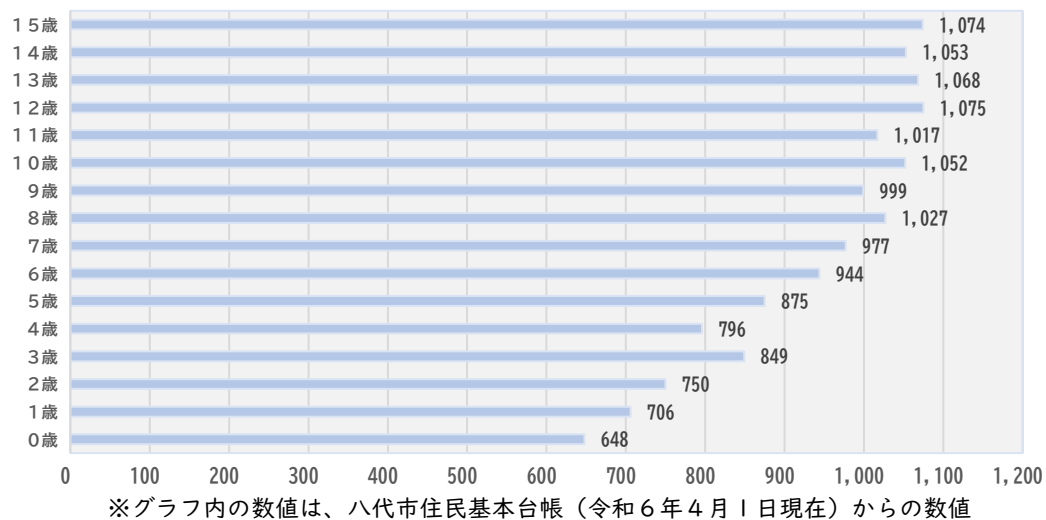
(3) 「これからの学校施設づくり」昭和59年文部省助成課（抜粋）

（学級数による学校規模の分類）

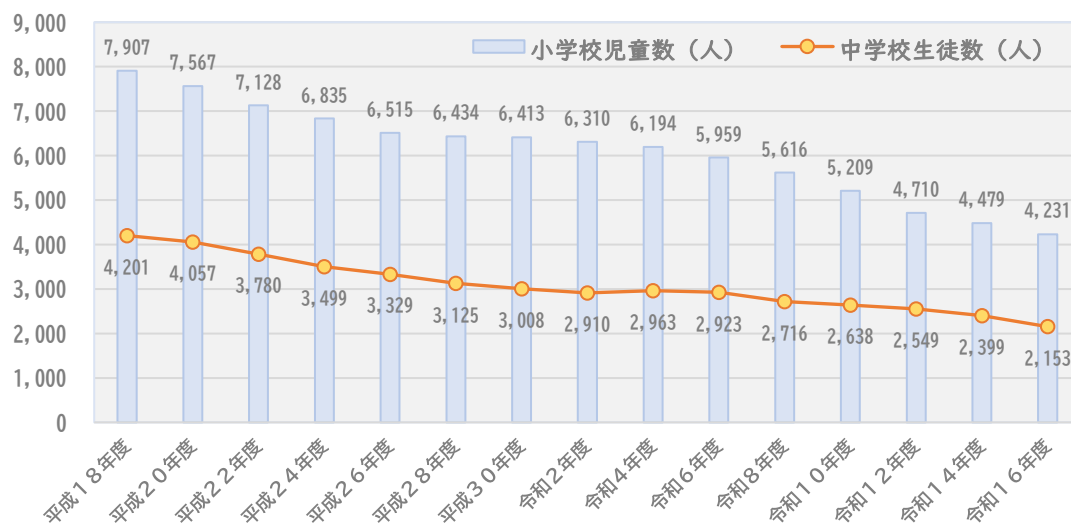
学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

○八代市の年齢別人口と児童生徒数の推移

【八代市の年齢別人口（令和6年4月1日現在）】



【八代市の児童生徒数の推移】



○八代市立小・中学校の学校規模の状況

小学校（23校、分校1校）	令和6年度	令和11年度	令和16年度
過小規模（5学級以下）	9（37.5%）	9（37.5%）	10（41.7%）
小規模（6～11学級）	7（29.2%）	8（33.3%）	9（37.5%）
適正規模（12～24学級）	8（33.3%）	7（29.2%）	5（20.8%）
大規模（25～30学級）	0	0	0
中学校（15校）	令和6年度	令和11年度	令和16年度
過小規模（5学級以下）	8（53.3%）	8（53.3%）	8（53.3%）
小規模（6～11学級）	6（40.0%）	4（26.7%）	5（33.4%）
適正規模（12～24学級）	1（6.7%）	3（20.0%）	2（13.3%）
大規模（25～30学級）	0	0	0

※令和11年度と令和16年度の数値は、八代市教育委員会児童生徒数調査からの予測値